

令和 7 年度第 1 回
京都市景観政策検討委員会

説明資料

1 京都市からの諮問

京都市からの諮問

景観政策検討委員会について

本委員会が担任する事務（京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例）

本市の景観政策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。

諮問事項（諮問書参照）

1 京都の景観に関する現況の検証及び政策進化の方向性

政策の進化を検討するにあたり、京都の景観の現況を把握したうえで、今後の方向性を見出していく必要があると考えております。ついては、社会経済情勢を踏まえつつ、多角的視座のもと現況について検証を行い、政策進化の方向性について検討をお願いいたします。

2 進化の方向性に基づく施策のあり方

導き出された政策進化の方向性に基づき、それらの理念を実現する具体的手法や、施策のあり方について検討をお願いいたします。

京都市からの諮問

本日の議事と今後の進め方について

本日の議事

- 1 京都の景観の現状について
 - (1) 景観政策の実施経過
 - (2) 都市ビジョン及び近年の社会経済情勢について
- 2 政策進化の方向性について
 - (1) 政策進化の検討スキーム
- 3 景観に関する調査について

本日検討いただきたい内容

- ・ 政策を検証するに当たっての視点
- ・ 景観調査に関する視点

など

今後の進め方

- ・ 検証の視点を整理し、今後、各テーマについて深掘り
- ・ 調査の視点を取りまとめ、次回、景観調査の手法を共有

京都市からの諮問

委員会のスケジュール

年	月	検討委員会	調査
R 7	7 月	第 1 回検討委員会 ■委員会への諮問 ■検討方針に関する議論	先行調査エリアの選定 (歴史的市街地)
	9 月	第 2 回検討委員会 ■調査・検証の視点について ■検証視点に基づく議論	調査手法の決定
...	...	(2 箇月に 1 回程度検討委員会開催)	調査実施 (適宜中間報告)
R 8	3 月	第 5 回検討委員会 ■先行調査の結果報告 ■検証視点に基づく議論	先行調査の結果取りまとめ
	5 月	第 6 回検討委員会 ■調査・検証の視点について ■検証視点に基づく議論	調査エリアの選定 (歴史的市街地以外)
...	...	(2 箇月に 1 回程度検討委員会開催)	調査実施 (適宜中間報告)
R 9	3 月	第10回検討委員会 <u>■答申 (政策の検証と進化の方向性について)</u>	結果取りまとめ

2 景観政策の実施経過

景観政策の実施経過

新景観政策実施までの取組等

京都市の取組や出来事	国の動き
1930年 風致地区の指定	
1956年 屋外広告物条例の制定	
1964年頃 京都タワー建設、双ヶ岡開発計画で景観論争	1966年 古都保存法 制定
	1970年 建築基準法 改正 (31mの絶対高さ制限の廃止)
1972年 市街地景観条例の制定、 美観地区、特別保存修景地区等を指定	1975年 文化財保護法 改正 伝統的建造物群保存地区制度 創設
1973年 市街地の大半に高度地区を指定(10m, 20m, 31m, 45m)	
1991年 「土地利用及び景観対策についてのまちづくり審議会」 北部保全・都心再生・南部創造 (同時期に京都ホテル、京都駅ビルで景観論争)	
1994年 「古都京都の文化財」世界遺産登録	
1996年 景観規制、高さ規制等の強化	
2000年頃～ 都心部において、大規模マンションの建設が問題化	建築基準法等の改正による規制緩和
2002年 (日本建築学会:「京都の都市景観の再生に関する提言」) (京都経済同友会:「京都の都市再生推進に向けての緊急提言」)	
2003年 「国家戦略としての京都創生」の提言(景観・文化・観光)	2004年 景観法 制定 文化財保護法 改正 文化的景観制度 創設
2005年 「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」設置	
2007年 新景観政策	2008年 歴史まちづくり法 制定

景観政策の実施経過

忍び寄る景観破壊

地域の町並みに不調和な建築活動



京町家等の歴史的建造物の消失



屋外広告物による景観の悪化



眺望景観や借景の喪失



景観政策の実施経過

時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会答申（2006年）

「歴史都市・京都の景観形成のあり方」

50年後、100年後の
京都の将来を見据えた歴
史都市・京都の景観づくり

建物等は
「私有財産」であっても
景観は「公共の財産」

京都の優れた景観を守り、
未来の世代に継承する
ことは、現代に生きる
**私達一人一人の
使命・責務**

5つの基本方針

- ①「盆地景」を基本に
自然と共生する景観形成
- ②伝統文化の継承と新たな創造との
調和を基調とする景観形成
- ③「京都らしさ」を活かした個性ある
多様な空間から構成される景観形成
- ④**都市の活力を生み出す景観形成**
- ⑤行政、市民、事業者等の
パートナーシップによる景観形成

景観政策の実施経過

「新景観政策」 5つの柱と支援策（2007年9月～）



制定・改正した条例

- 1 京都市眺望景観創生条例（制定）
- 2 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手続に関する条例（制定）
- 3 京都市自然風景保全条例（改正）
- 4 京都市風致地区条例（改正）
- 5 京都市市街地景観整備条例（改正）
- 6 京都市屋外広告物等に関する条例（改正）

見直した計画

- 1 都市計画の変更
 - ・ 高度地区の変更
 - ・ 景観地区の変更
 - ・ 風致地区の変更
- 2 景観計画の変更
 - ・ 全体計画等の見直し
 - ・ 建造物修景地区の拡大とデザイン基準の拡充

景観政策の実施経過

新景観政策－高度地区の変更

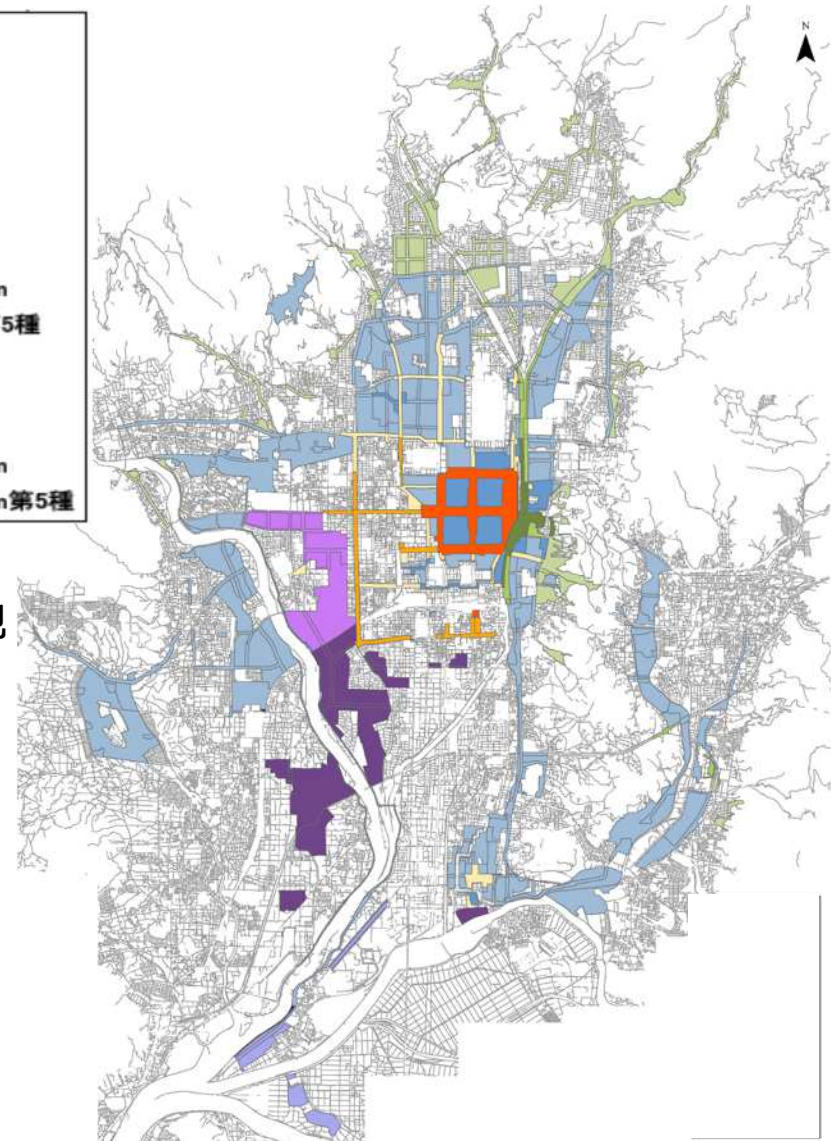
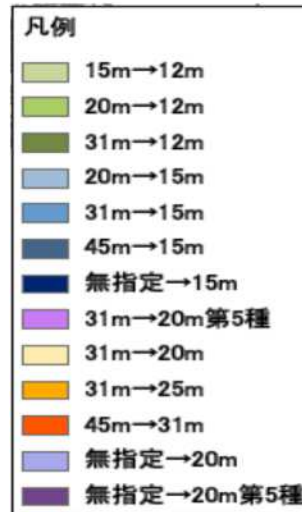
高さ規制の見直し

高さ制限の強化

- ・ 45m高度地区の廃止
→御池通、烏丸通、四条通、河原町通、堀川通の中心市街地沿道を31mに変更
- ・ 田の字地区、山際の市街地を15mに変更
- ・ 鴨川沿いと山際の10mと15mの間の市街地を12mに設定
- ・ 西部工業地域は、業務系以外を20mに変更

高さ制限の適用除外制度の整備

- ・ 街区単位で高さなどを設定する地区計画
→島津製作所（H24年）
→京都先端科学大学 京都太秦キャンパス（H30）など
- ・ 建物単体で高さを設定する特例許可
→京都大学医学部附属病院（H20、H24、H28）
→同志社中学校・高等学校南体育館（H29）など



景観政策の実施経過

新景観政策－景観地区・景観計画の変更

デザイン基準 の見直し

デザイン規制をかける区域の拡大

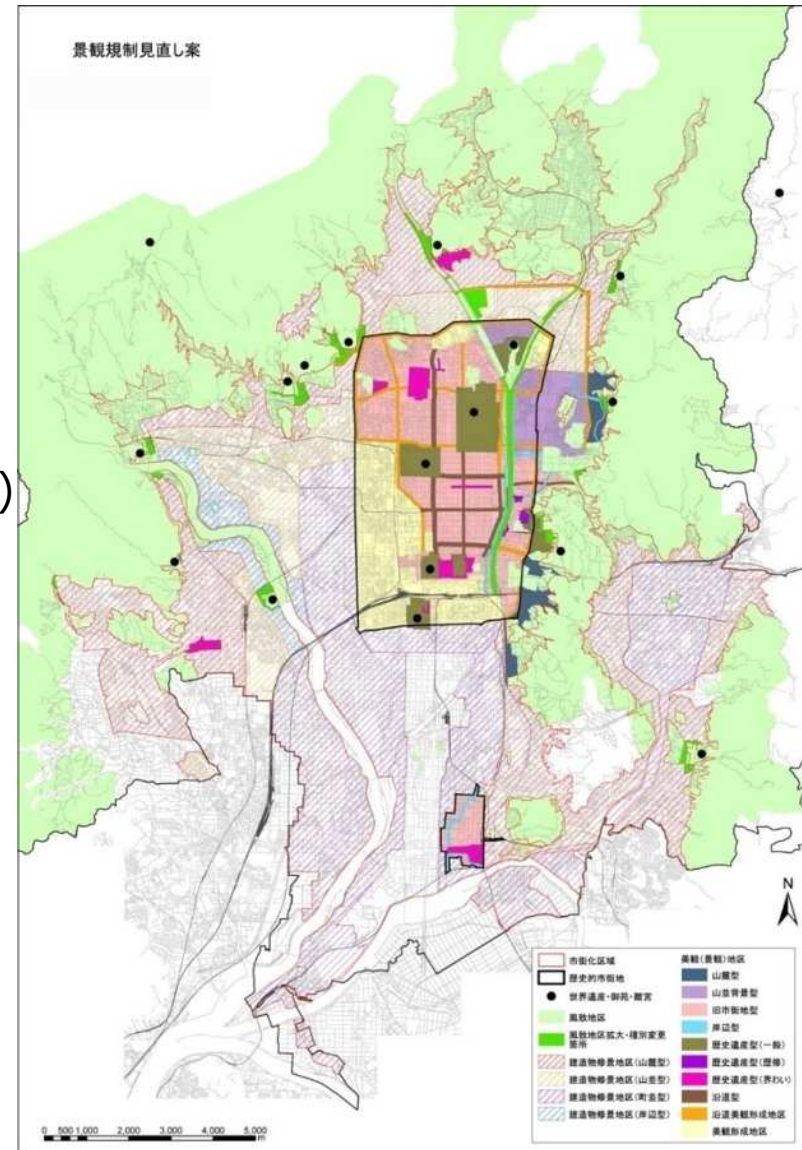
- ・ 景観地区の拡大（1,956ha→3,431ha）
- ・ 建造物修景地区の拡大（6,704ha→8,581ha）

地域特性に応じたデザイン基準の細分化

- ・ 美観地区 5 種を細分化
→美観地区（6 種）【認定制】
→美観形成地区（2 種）【認定制】
- ・ 建造物修景地区 2 種を細分化
→建造物修景地区（4 種）【届出制】

デザイン基準の適用除外制度の整備

- ・ デザイン特例認定
→京都市立芸術大学（R1 年）など



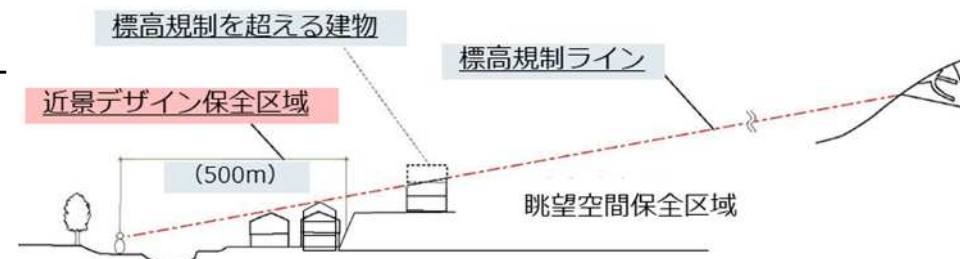
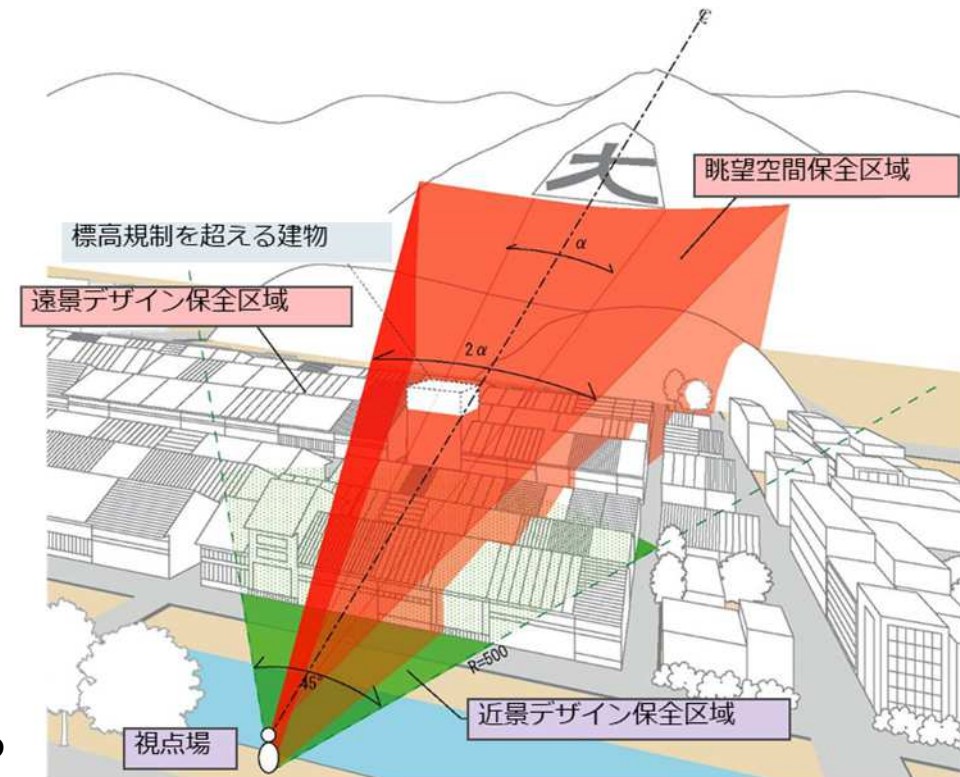
景観政策の実施経過

新景観政策－眺望景観創生条例の創設

眺望景観や
借景の
保全創出

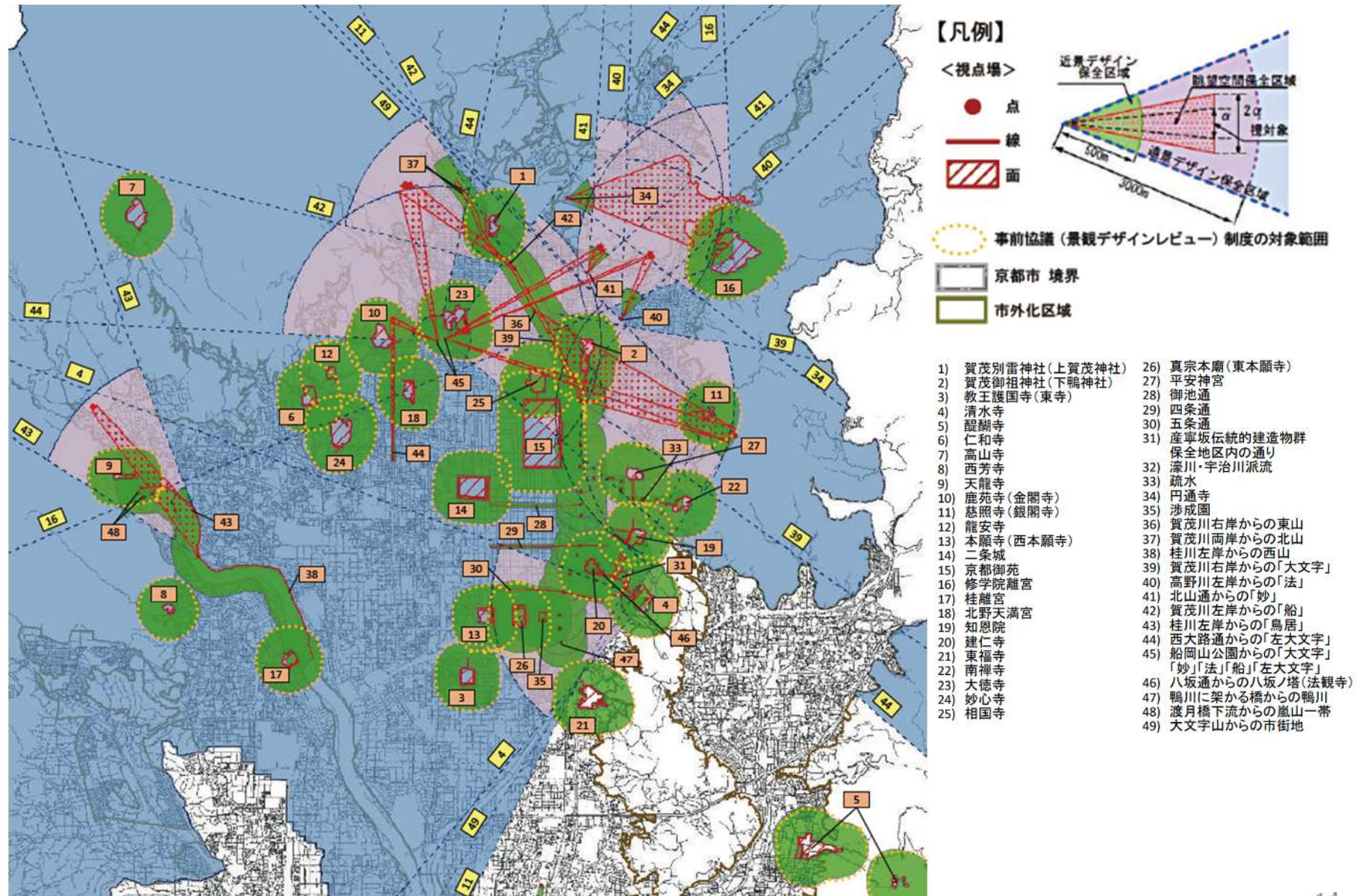
眺望景観保全地域の指定

- ・ 38か所の視点場（現在49か所）
- ・ 眺望空間保全区域【認定制】
→建築物等の最高部が超えてはならない標高を定める区域
- ・ 近景デザイン保全区域【届出制】
→形態、意匠、色彩について規制する区域
- ・ 遠景デザイン保全区域【届出制】
→外壁、屋根等の色彩について規制する区域



景観政策の実施経過

新景観政策－眺望景観保全地域（市街地の大半に地域指定）



景観政策の実施経過

新景観政策－屋外広告物条例の改正



地域特性を踏まえた規制

- ・ 21種の規制区域【許可制】
- ・ 屋上広告物、点滅式照明、可動式照明の禁止
- ・ 道路突出の禁止（一部エリア）
- ・ その他デザイン規制
 - 設置高さ、面積、形態、色彩、表示比率などの細やかな基準

違反広告物対策の強化

- ・ 平成24年当時、約 7 割の広告物が新基準に不適合
 - ローラー作戦を展開
 - R5年度には適正化率99%に



平成21年



平成30年

【四条通（西を望む）】 ※京都市撮影

景観政策の実施経過

新景観政策－歴史的建造物や町並みの指定

歴史的町並みの保全再生

「地区」を指定する制度

- ・ 伝統的建造物群保存地区（文化財保護法）
- ・ 歴史的景観保全修景地区（市街地景観整備条例）
- ・ 界わい景観整備地区（市街地景観整備条例）

「建物単体」を指定する制度

- ・ 景観重要建造物（景観法）
- ・ 歴史的風致形成建造物（歴史まちづくり法）
- ・ 歴史的意匠建造物（市街地景観整備条例）

補助制度

- ・ 修理・修景に関する補助制度



伝統的建造物群保存地区
（産寧坂地区）
他 3 地区



歴史的景観保全修景地区
（祇園町南歴史的景観
保全修景地区）
他 2 地区



界わい景観整備地区
（三条通地区）
他 7 地区



景観重要建造物
（吉田邸）
他 1 3 1 件

景観政策の実施経過

新景観政策実施後の取組

2007年 新景観政策の実施

高さ規制・建築物のデザイン基準の見直し、眺望景観や借景の保全・創出、屋外広告物対策の強化、歴史的建造物の保全・再生

京都市景観デザイン会議設置
(行政、専門家、建築設計関連団体とデザイン基準を検討する場)

2011年 景観政策の進化

地域景観づくり協議会制度の創設 等

2012年 違反屋外広告物対策の強化

是正指導体制の強化（ローラー作戦） 等

2017年 京町家の保全及び継承に関する条例の制定

京町家の解体に関する事前届出制度

2018年 事前協議（景観デザインレビュー）制度の実施

社寺等やその周辺の歴史的景観保全

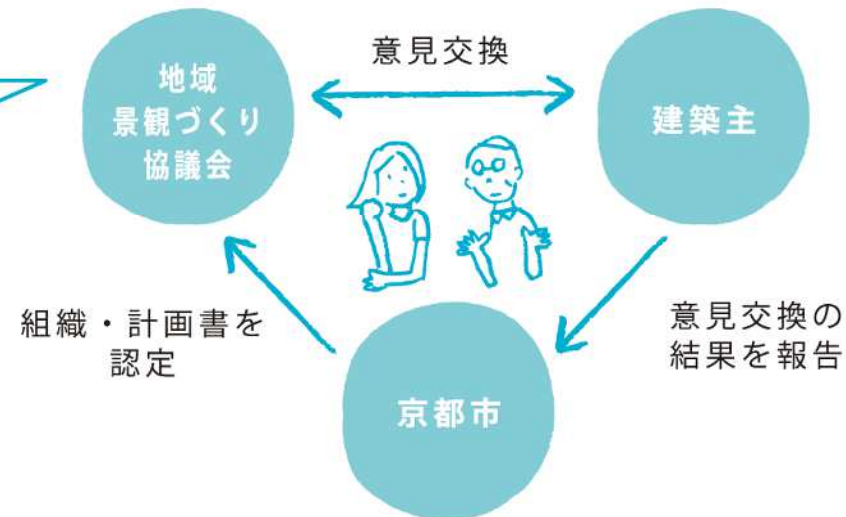
景観政策の実施経過

地域景観づくり協議会制度（2011年～）

地域景観づくり協議会制度の仕組み

地域景観づくり協議会って？

地域景観づくり協議会は、地域の方々が思いや方向性を共有し、更には、建築主や事業者等と一緒に、地域の景観づくりを進めていくためのきっかけとなることを目的にしています。



まちを大切にしてほしいな…
地域のこと知ってほしいな…

事業者に地域のことを伝える

新しい建物が今の町並みに合っていない？
今の環境を守りたいな…

事前に地域と事業者が意見交換

条例により、景観に関する市への手続の前に、
市が認定した「地域景観づくり協議会」との

意見交換を義務付け

景観政策の実施経過

地域景観づくり協議会制度（2011年～）

地域景観づくり協議会

■上京区

- 笹屋町一丁目景観まちづくり協議会

■中京区

- 先斗町まちづくり協議会
- 姉小路界隈まちづくり協議会
- 明倫自治連合会
- 京の三条まちづくり協議会

■東山区

- 西之町まちづくり協議会
- 一念坂・二寧坂古都に燃える会
- 祇園新橋景観づくり協議会
- 祇園町南側地区協議会
- 祇園商店街振興組合景観委員会

■下京区

- 修徳景観づくり協議会
- 膏薬辻子まちづくり協議会

■右京区

- 仁和寺門前まちづくり協議会
- 嵐山まちづくり協議会
- 鳥居本町景観まちづくり協議会

■西京区

- 桂坂景観まちづくり協議会



景観政策の実施経過

歴史的景観の保全の充実（2018年～）－視点場の追加指定

① 【境内の眺め】について

世界遺産をはじめとした寺社や離宮などの境内と

その背景にある空間が一体となってつくる景観

世界遺産

上賀茂神社、下鴨神社、東寺、清水寺、醍醐寺
仁和寺、高山寺、西芳寺、天龍寺、金閣寺、
銀閣寺、龍安寺、西本願寺、二条城

離宮など

京都御苑、修学院離宮、桂離宮



既指定 17 箇所



（一例）銀閣寺の境内の眺め

10 箇所追加
（合計 27 箇所）

大徳寺、北野天満宮、相国寺、妙心寺
東本願寺、南禅寺、平安神宮、知恩院
建仁寺、東福寺

併せて！

合計 27 箇所の
寺社等のうち

23 箇所



【東福寺の参道の眺め】



【知恩院門前周辺の眺め】

参道や門前の道など、境内地周辺の通りを
「視点場」に指定

② 【「しるし」への眺め】について

五山の送り火のように歴史的・文化的な
もので、目印となる〈しるし〉を眺める
時の町並みが一体となってつくる景観

賀茂川右岸からの「大文字」
西大路通からの「左大文字」
など



（一例）西大路通からの「左大文字」

既指定 7 箇所



1 箇所追加
（合計 8 箇所）

八坂通から
八坂の塔を見る眺め



景観政策の実施経過

歴史的景観の保全の充実－事前協議（景観デザインレビュー）制度

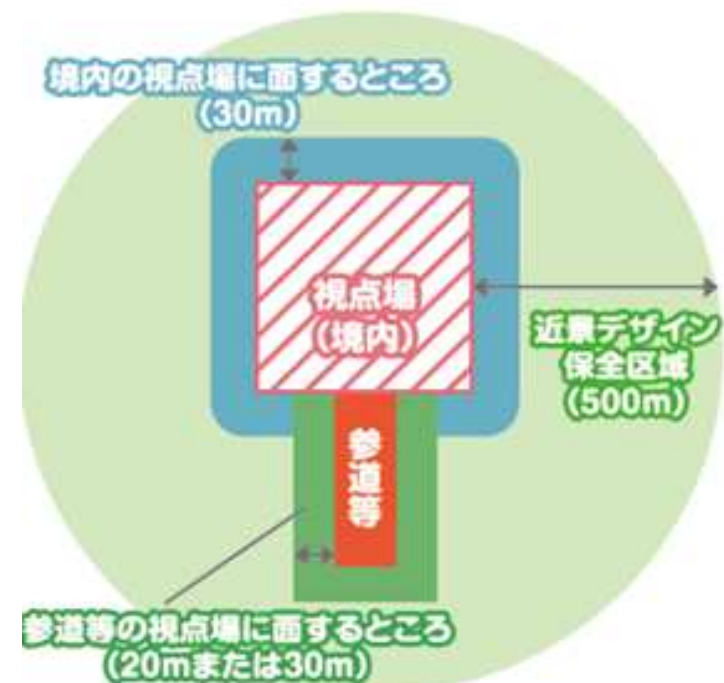
③ 27箇所について地域の歴史・文化・町並み等を生かした 良好な建築計画を誘導するための事前協議（景観デザインレビュー）制度を創設

計画の早い段階で、
京都市・専門家・事業者が協議



地域の歴史・文化・町並みを
生かした良好な建築計画を誘導

対象範囲



<イメージ図>

景観政策の実施経過

新景観政策実施後の取組

2018年 「新景観政策の更なる進化検討委員会」設置
2019年に答申

- 豊かな自然景観や、寺社や歴史的な町並みが形づくる景観など、**京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、地域ごとにまちづくりのビジョンを共に創り、コミュニティの活動等と連携して地域固有の魅力を高めていくことが必要**
- 建物や看板の色や形を規制するだけでなく、まち全体を生き活きとした場にし、**新たな景観を創り出す**ことにも貢献できるよう、今まで以上に都市計画と連動した景観政策へと進化させることが必要

2019年 **新景観政策の更なる進化**

- ・都市計画の変更→都市計画と連動した景観政策の展開
- ・地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を目的としたデザイン基準の見直し

2021年 **新景観政策の更なる進化**

- ・地域ごとのビジョンを共に創り実現していく、景観づくりのプロセスの進化
- ・地域ごとのビジョンに応じた優れた計画の誘導

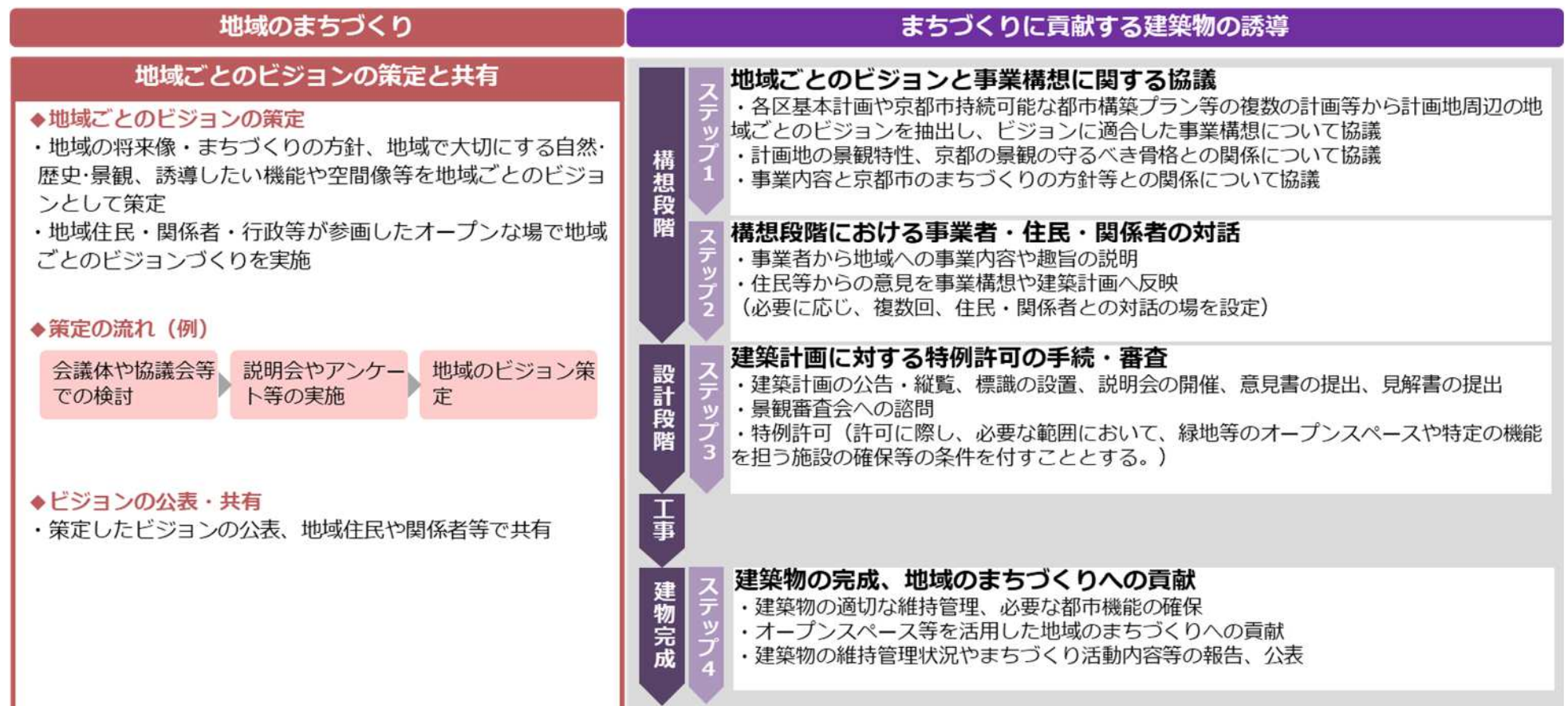
2022年 「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」の策定

景観政策の実施経過

新景観政策の更なる進化

地域ごとのビジョンに応じた優れた計画の誘導

京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、地域ごとの特性やビジョンに応じたまちづくりの推進に活用できるよう、建築物の高さの特例許可に関する規定を整備



景観政策の実施経過

新景観政策の更なる進化

京都らしい夜間景観づくりの推進

- ・ 夜間景観は一人一人の取組が大切であり、さらにそれが線や面へとつながっていくことが必要
- ・ 市民、事業者等の多様な主体が夜間景観について考えるきっかけとなり、より魅力的な夜間景観づくりを協働して進めるための指針を策定
→ 民間事業者等の計画誘導
- ・ 地域住民等主体による夜間景観づくりの取組支援



夜間景観づくりのための指針



鴨川における実証実験の様子（京都市撮影）



3 都市ビジョン及び近年の社会経済情勢について

(1) 都市ビジョンを実現化する景観政策

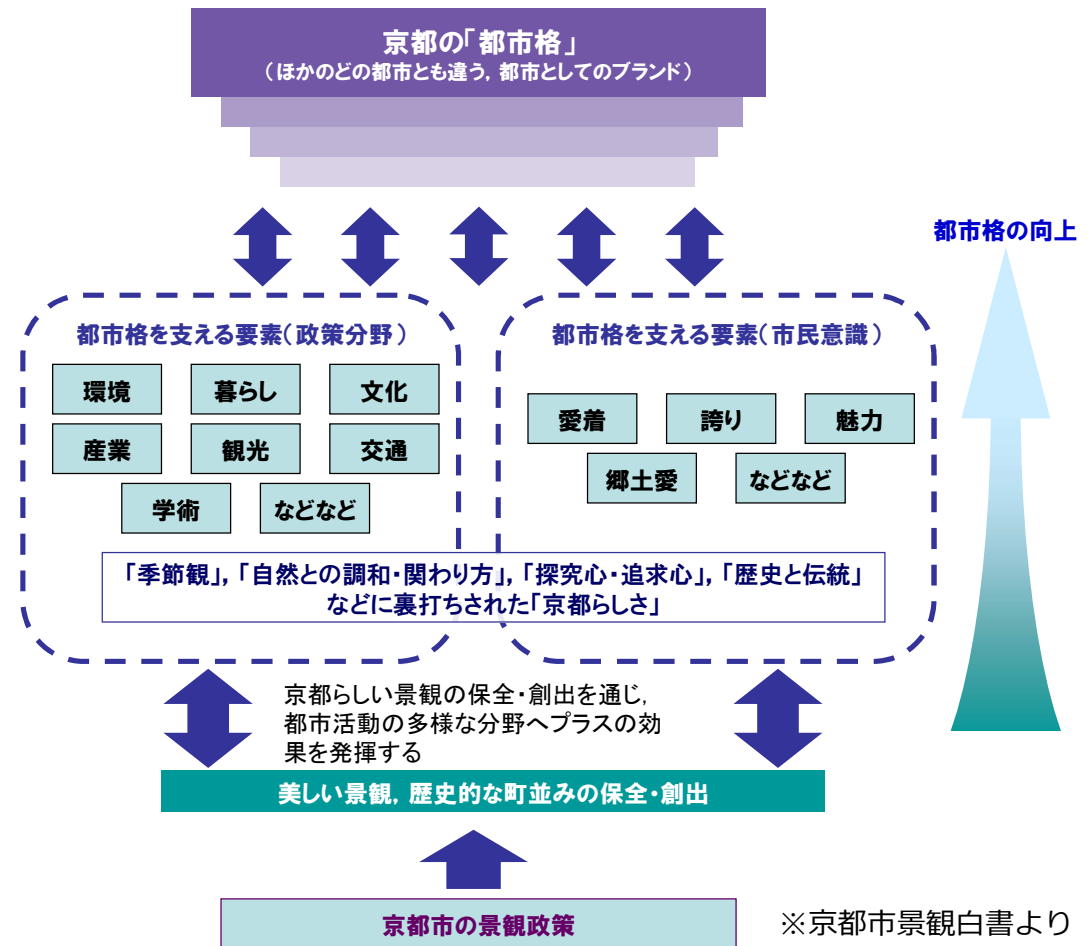
他分野の政策との関係性

景観に影響を及ぼす背景となる社会経済情勢の動向を踏まえ、文化財、住宅、産業、観光、交通、教育等の各種政策との連携を図り、景観形成の取組を行うべきである。

（時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会最終答申（平成18年11月））

京都の未来を拓く都市ビジョン等に基づく様々な取組は、都市の景観として現れるものであり、京都市の新景観政策には、都市ビジョンの実現を支援するとともに、トータルとしての都市景観をデザインしていく視点も求められる。

（京都市新景観政策の更なる進化検討委員会答申（平成31年4月））



(1) 都市ビジョンを実現化する景観政策

都市ビジョンの体系

世界文化自由都市宣言（1978年宣言）

京都市基本構想（2001年～2025年）

※令和8年以降の京都基本構想（仮称）は策定取組中

京都市基本計画（第三期：はばたけ未来へ京プラン2025（2021年～2025年））

政策体系

No.	分野	No.	分野	No.	分野	No.	分野
1	環境	8	観光	15	健康長寿	22	景観
2	人権・男女共同参画	9	農林業	16	保健衛生・医療	23	建築物
3	市民生活とコミュニティ	10	大学	17	学校教育	24	住宅
4	市民生活の安全	11	国際	18	生涯学習	25	道と公園・緑
5	文化	12	子ども・若者支援	19	危機管理・防災・減災	26	消防・救急
6	スポーツ	13	障害者福祉	20	歩くまち	27	くらしの水
7	産業・商業	14	地域福祉	21	土地・空間利用と都市機能配置		

関連計画（分野別計画）

分野
1

分野
2

分野
3

分野
4

分野
5

分野
6

分野
7

.....

新京都戦略（～令和9年（2027）度）

（SDGs未来都市計画、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

(1) 都市ビジョンを実現化する景観政策

「京都基本構想（仮称）」（案）（パブリックコメント実施中）

位置付け

2050年までのまちづくりの在り方を展望するもので、京都市そして京都市民の在り方を考えるに当たっての拠り所となるもの

章立て

序文

第一章 京都基本構想策定の背景

第一節 世界文化自由都市宣言—世界史を担うまちを目指して

第二節 京都市基本構想—21世紀の到来を見据えて

第三節 京都基本構想の策定—「都市の理想」に立ち返って

第二章 京都のかたち

第一節 悠久の自然との共存の中で

第二節 歴史の重なり、文化の奥ゆき、ひとの連なり

第三節 節度と矜持に基づくひらかれたまち柄

第四節 世界から敬愛される学藝の府

第三章 世界・日本・京都市のいまと未来への課題

第四章 わたしたち京都市民がめざすまち

第一節 歴史と文化を介して人間性を恢復できるまち

第二節 自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち

第三節 自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち

第五章 わたしたち京都市民のこれから

未来への問いかけ

(1) 都市ビジョンを実現化する景観政策

新京都戦略（SDGs未来都市計画、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

政策集

No.	分野	政策
1	文化芸術	京都のまちが紡ぐ文化の力を活かし 「新たな魅力・価値を創造し続けるまち」
2	包摂性	居場所と出番により、つながり・支え合う 「包摂性が高く誰もが生き生きと活躍できるまち」
3	活力と成長	京都の伝統・知恵・イノベーションの力により 「都市の活力と成長を支える産業が育つまち」
4	学び・子育て	京都ならではの学びと子育て環境を通して 「未来を担う子ども・若者を社会全体で共にはぐくむまち」
5	自然・環境	豊かな自然・歴史的景観と地域の魅力を活かした 「自然環境と調和する持続可能なまち」
6	安心安全	市民のいのち・暮らしを守る 「安心安全で災害に強いレジリエントなまち」

(2) 都市を取り巻く動向の変化

近年の社会経済情勢やまちづくりの動向

社会経済情勢に関するキーワード

- 人口減少・少子高齢化のトレンド（世帯構成の変化、空き家など）
- 地球温暖化に伴う気候変動
- Well-beingの向上
- society5.0
- 働き方、住まい方の多様化
- オーバーツーリズム
- 地方創生2.0

都市やまちづくりに関するキーワード

- コンパクト・プラス・ネットワーク
- ウォーカブル（パブリックスペース利活用など）
- 地域資源を生かしたまちづくり（歴史、文化、自然、景観など）
- 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住の実現
（SDGs（目標11））
- スマートシティ
- エリアマネジメント

(2) 都市を取り巻く動向の変化

都市政策と景観の関係性

■都市政策と景観の関連性についての例

No.	分野	都市課題	課題に対する 主な政策方針	景観との関連性
1	防災	被害の甚大化が 危惧される自然 災害等	防災・減災の取 組の推進	・山地や河川等のインフラの整備が創り出す景観 ・災害対策としての 山林保全と景観 ・建築物等による水害、地震等への対策が創り出す景観 など
2	人口	人口減少・少子 高齢化	定住移住の促進	・居住・子育て環境や働く場の創出により生み出される景観 ・選ばれ、 住み続けたいと思われる都市の景観 など
3	コミュニ ティ	地域コミュニ ティを取り巻く 課題	地域活動の担い 手不足への対応	・多様な主体によるまちづくり活動の展開によるコミュニティ の活性化 ・ 景観づくりによるコミュニティの醸成 など
4	文化芸術	文化芸術の継承 や創造に関する 課題	文化の継承と他 分野との融合に よる新たな価値 の創出	・自然・歴史的景観の保全再生、生活や生業、音や香りなどを 含めた 文化的景観の継承 ・新たな時代を代表する優れた景観の創出による新たな価値の 創出 など
5	産業	京都経済の活性 化に向けた課題	産業分野の付加 価値向上と労働 力の確保	・地域の魅力を向上させる創造的な景観の形成 ・人材の確保や交流促進に寄与する エリアイメージの創出 など
6	観光	観光の一部集中 やマナー問題	市民生活と観光 の調和	・「見る景観」の保全再生 ・人々の活動を含めた「 感じる景観 」「 生きた景観 」の創造に よる、 地域ごとの魅力向上 など
7	環境	地球温暖化や気 候変動	環境共生や脱炭 素社会の実現	・門掃き、打ち水などの文化が形成する独自の都市環境、培わ れてきた「感じる景観」の継承 など ・ 環境共生や生物多様性の保全、脱炭素の実現に資する都市デ ザイン など

4 政策進化の検討スキーム

政策進化の検討スキーム

背景と検討事項まとめ

検討の背景

- ・新景観政策から20年程度が経過し町並みが変化
- ・社会経済情勢の変化
- ⇒状況を踏まえ、政策の進化が必要
- ⇒進化の方向性や施策のあり方を検討するため「景観政策検討委員会」を設置

政策の進化へ向けた検討事項

1 京都の景観に関する現況の検証及び政策進化の方向性

政策の進化を検討するにあたり、京都の景観の現況を把握したうえで、今後の方向性を見出していく必要があると考えております。ついては、社会経済情勢を踏まえつつ、多角的視座のもと現況について検証を行い、政策進化の方向性について検討をお願いいたします。

2 進化の方向性に基づく施策のあり方

導き出された政策進化の方向性に基づき、それらの理念を実現する具体的手法や、施策のあり方について検討をお願いいたします。

政策進化の検討スキーム

検討の流れ

検討フロー

1 現在の景観形成状況を調査

今後の政策方針を検討するにあたり、基礎情報を収集する必要がある

結果の分析

2 政策の推進状況を検証

景観形成の状況や社会経済情勢を踏まえ、政策の推進状況を検証

課題や将来性の検討

3 政策進化の方向性を検討

検証結果や議論の内容、都市の動向を踏まえ、政策進化の方向性を決定

実現化手法の検討

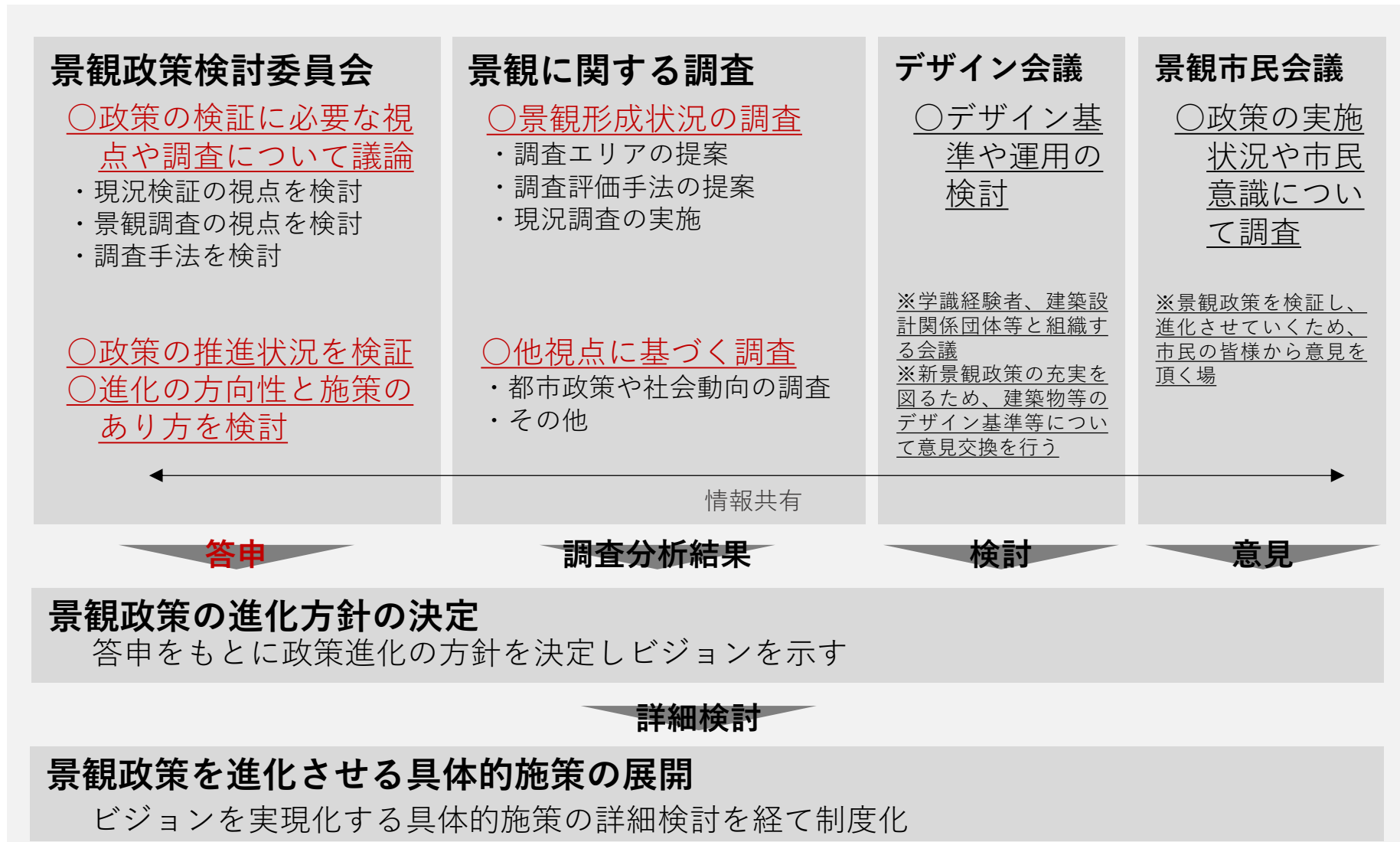
4 進化に際した施策のあり方を検討

進化の方向性に基づき、ビジョンを実現する具体的手法を検討

政策進化の検討スキーム

調査・検討の体系について

調査・検討の体系図



政策進化の検討スキーム

検証に当たっての基礎資料

京都市景観白書

- ・平成22年に構築した景観政策検証システム
- ・景観政策の推進状況について、データを取りまとめ、およそ5年ごとに作成。（H22、H27、R2）
- ・次の景観白書作成までは、データ集として内容を更新
- ・社会動向や、景観関係の手続き、その他景観に関する取組を掲載



令和2年度 京都市景観白書



令和3年3月
京都市
CITY OF KYOTO



京都市景観白書データ集
～令和6年度～



景観に関する調査

- ・新景観政策の実施から一定期間が経過したことで、町並みの現状を把握する時期にある
- ・景観白書を補完するかたちで、実際の町並みを調査し、実情を踏まえた検証を行う

その他の基礎資料（資料5）

- ・都市の動向を把握するための、他分野に関するデータ

5 景観に関する調査について

景観に関する調査について

調査の概要

目的：

■複数地域の景観形成状況を調査することで「京都の景観の現状、政策の推進状況」を把握し、効果や課題の考察につなげる。

調査手順：

調査対象エリアの選定 ※考え方は後述

調査①：エリア特性把握調査

エリアの特性を調査しカルテ等を作成

<各エリア共通調査項目例>

- ・景観形成の経緯、歴史・文化特性の把握
- ・街区形状・土地利用・建物ほか空間特性の把握、景観資源・京町家ほかの把握

・現地調査による特性や課題の把握 など

<エリアごとに設定する調査項目例>

- ・景観上の変化の把握（建物利用変化、過去写真など） など

調査②：印象評価・物理的特性把握調査

エリア内の主要路線を対象に景観の状況を定量的に把握

印象評価 ：人の景観に抱く印象・景観形成方針との適合状況の把握（被験者による評価）

物理的調査：景観を構成する要素の把握（写真や地図での分析）

を実施

- ・相関分析等により評価、課題の把握

※大学の研究室等とも協働し、新たな調査方法・アプローチも検討

景観に関する調査について

今年度の調査対象エリア案

選定の視点：

- ・今年度は、歴史資産や京町家等が集積し、景観地区に指定される「歴史的市街地」を対象とする。
- ・周縁の建造物修景地区、風致地区、他特性が強い地区は次年度に追加調査を予定

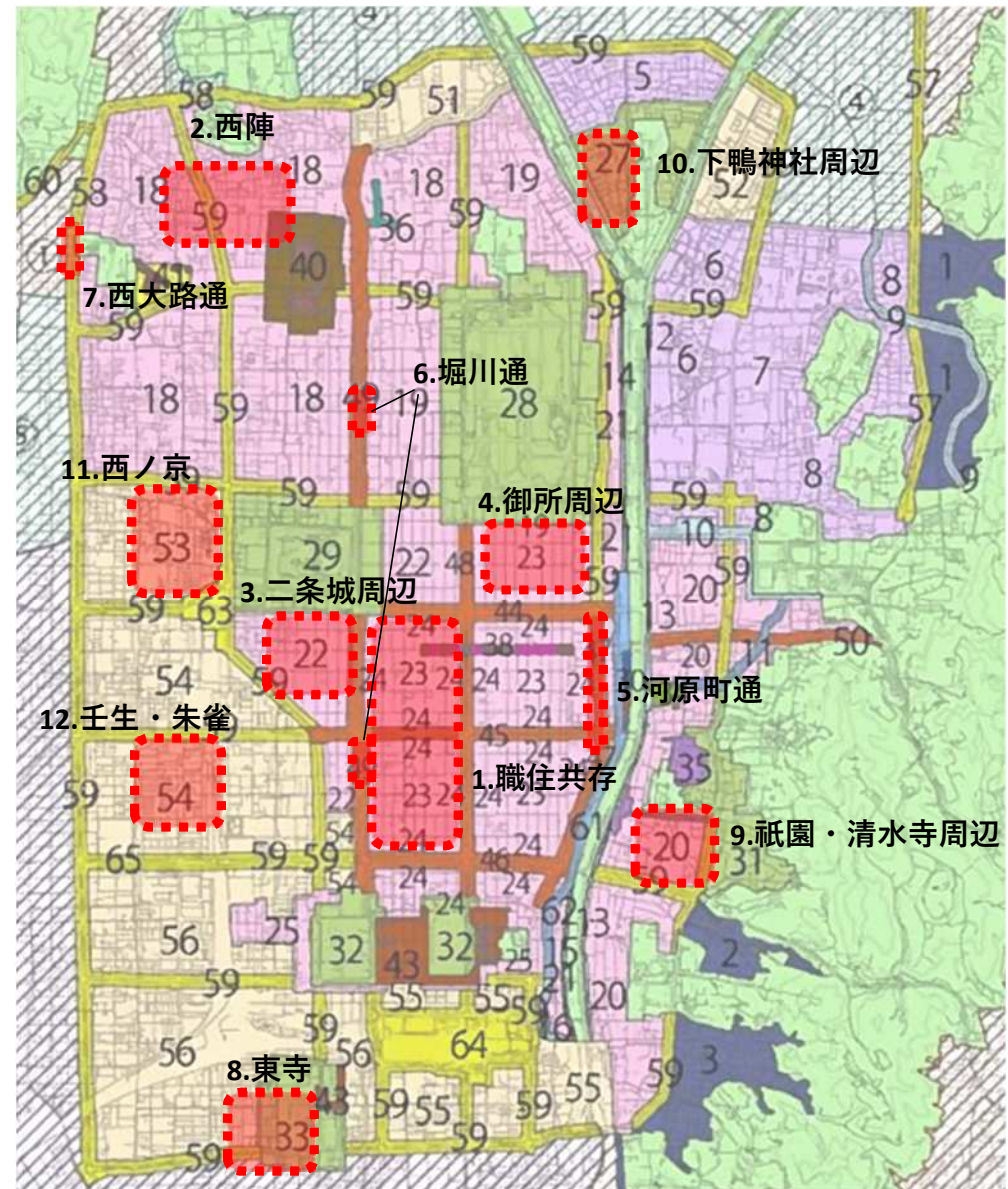
①歴史遺産や京町家等が面的に存在し、景観資源との調和が特に求められるエリア（旧市街地、歴史遺産周辺など）

②都市の骨格である幹線道路で、良好な沿道景観の形成が求められるエリア

③点在する歴史遺産や京町家等との調和に加え、繊細で洗練された意匠による新たな景観の創出を図るエリア（美観形成地区など）

※景観資源や協議実績、建築動向、地域景観づくりの活動等を考慮

右図の **1 2 エリア** を選定



※図中のグレーの数字は京都市景観計画の地域別方針に記載の番号と連動

景観に関する調査について

今年度の調査対象エリア案

特性	調査対象エリア ＜景観計画類型番号＞	①面的特性 と調和	②幹線道路	③点在特性と の調和と創造	エリア状況など備考
旧市 街地	1.職住共存(1)(2) ＜23＞＜24＞	○			・更新・商業化顕著、用途も混在 ・敷地集約、遊休地化 ・地域景観づくり（明倫、修徳）
	2.西陣＜18＞、千両ヶ辻界 わい＜40＞	○			・寺社、住居多い ・織屋、住宅の建替え ・通りの幅員に応じて景観異なる
	3.二条城周辺＜22＞	○			・遺産に近接する住商混在 ・戸建てか中層商業へ更新
	4.御所周辺＜19＞	○			・遺産に近接する住商混在 ・戸建てか中層マンションへ更新
幹線 沿道	5.河原町通＜47＞		○		・都心部幹線、裏側商業、高層多い
	6.堀川通＜49＞		○		・広幅員幹線、裏側住居系は中高層、 裏側商業系は高層規模
	7.西大路通＜58＞		○	○	・中幅員幹線、裏側住宅系は中低層 ・平野神社、眺望景観との調和
歴史 遺産 周辺	8.東寺＜33＞	○			・歴史遺産の一片裏又は幹線を渡った先の住宅街
	9.祇園・清水寺周辺＜31＞	○			・伝建地区外での商業・住宅地、観光地化・店舗化
	10.下鴨神社周辺(1)＜27＞	○			・風致遺産から幹線を渡った住宅街 ・旧街道沿い
周辺 部市 街地	11.西ノ京＜53＞			○	・京町家点在、住宅・工場地
	12.壬生・朱雀＜54＞			○	・京町家点在、住宅・工場地

※表中の＜ ＞内の数字は京都市景観計画の地域別方針に記載の番号と連動